

利用ガイド

ドローン (DIPS)



www.meissa.ai



메이사 문의하기

目次

ドローン (DIPS)

1. DIPS 2.0
2. 機体登録
3. 操縦者登録
4. 飛行許可・承認の申請
5. リモートID情報の書き込み
6. その他

ドローン情報基盤システムへのログイン

DIPS2.0 ([URL](#)) に接続のうえ、ログインを行ってください。



1 ログイン

個人アカウントを開設後、ログインIDとパスワードを入力してログインしてください。ログインIDは、英字3文字 + 数字6桁で構成されています。

2 ログイン完了

ログインが完了すると、画面右上にアカウント名が表示されます。



機体登録

機体の新規登録を行う際の申請手続きについて説明します。

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

[新規登録](#)

[申請状況確認/取下げ/支払い](#)

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

[所有者情報の確認/変更](#)
[機体情報・使用者情報の確認/変更](#)

登録されている機体の所有者情報を確認、変更することができます。
登録されている機体の機体及び使用者情報を確認、変更することができます。

[有効期限の更新](#)
[登録機体の削除](#)



国土交通省
DIPS
Drive / IAS Information Platform System

使い方 よくある質問・
お問い合わせ ○○○○さん

本人確認方法の選択

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

1 メインメニュー

「所有者本人が手続きする場合はこちら」で「新規登録」をクリックします。

2 本人確認方法の選択

本人確認方法を選択して本人確認を行います。

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 書類の郵送

選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。

機体登録

機体の新規登録を行う際の申請手続きについて説明します。

所有者情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力確認確認 STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の所有者情報を入力してください。
なお、登録員には、アクションコード、マイナンバーカード又はeBIRDの情報を登録して入力されています。
また、パスポートによる本人確認を基づかれた場合は、登録員を入力するとともに、「本人確認書類」の欄に氏名と住所が分かれて登録書類の画像をアップロードしてください。

氏名 申請 太郎
フリガナ シンセイ タロウ
住所 国/地域 日本/Japan 町/市区町村 東京都 千代田区霞が関2
生年月日 2000 年 1 月 1 日
電話番号 本/地域 日本/Japan +81 123456789
メールアドレス 1234@xxx.com

機体情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 **STEP 04 使用者情報入力** STEP 05 入力確認確認 STEP 06 手続き完了

新たに登録する機体の情報を入力してください。
機体の機種を新たに登録する場合は、「他の機体情報を続けて入力」ボタンを押し、続けて入力してください。

「メーカーの機体・改造した機体」または「自作した機体・その他」のいずれかを選択してください。 ①

メーカーの機体・改造した機体 **自作した機体・その他**

製造年月 DRS
製造年月は選択必須項目です。
型式名 ST0001
型式名は選択必須項目です。
機体の種類 運送用航空機/マルチ
機体の種類は選択必須項目です。
製造番号 00001
製造番号は選択必須項目です。
リモートID有無 なし (内蔵型) あり (外付型)
リモートID機器取扱者名

機体情報の入力 **他の機体情報を続けて入力** **使用者情報の入力**

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 **STEP 05 入力確認確認** STEP 06 手続き完了

DIPS

よくある質問
お問い合わせ

使い方
申請 太郎さん

使用者情報の入力

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力確認確認 STEP 06 手続き完了

所有者と使用者が同一人物の場合には、下記の質問に「はい」ボタンを選択し、「入力した情報を確認」ボタンを押してください。
所有者と使用者が異なる場合は、下記の質問に「いいえ」ボタンを選択し、使用者の情報を入力してください。
複数の機体を新たに登録する場合は、それぞれの機体の使用者情報を入力する必要があります。画面に表示されている機体の使用者情報を入力後、「他の機体の使用者情報を入力」ボタンを押してください。

所有者と使用者は、同一人物ですか？
はい いいえ

氏名
フリガナ

入力した情報の確認

3 所有者情報の入力

本人確認の方法によっては、一部の情報が自動的に反映されます。氏名、住所、生年月日、性別など、所有者情報に相違がないかご確認ください。

4 機体情報の入力

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。一度に20台まで同時に機体を登録することができ、入力が完了したら「使用者情報の入力」ボタンを選択します。

5 使用者情報の入力

所有者と使用者が同一人物の場合は、「はい」ボタンを選択すると、所有者情報が自動的に読み込まれます。

機体登録

機体の新規登録を行う際の申請手続きについて説明します。

所有者・機体・使用者情報の確認

STEP 01 本人確認方法選択 STEP 02 所有者情報入力 STEP 03 機体情報入力 STEP 04 使用者情報入力 STEP 05 入力情報確認 STEP 06 手続き完了

登録した所有者情報・機体情報・使用者情報を確認の上、「登録申請」ボタンを押してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

所有者情報

氏名	申澤 太郎
フリガナ	シンゼイ タロウ
住所	日本 東京都 千代田区霞が檜2
生年月日	2000/01/01
電話番号	+81 123456789
メールアドレス	1234@xxx.com

戻る **登録申請**

6 入力内容の確認

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンをクリックします。



7 到達確認

所有者として登録された方のメールアドレス又は
ショートメッセージに到達確認のご連絡が届きます。
届いた到達確認用のURLをクリックして、認証を完
了してください。

機体登録

機体の新規登録を行う際の申請手続きについて説明します。



メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

新規登録 申請状況確認/取下げ/支払い

新規登録や変更等に関する申請次第の確認、申請の取り下げができます。
また、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

所有者情報の確認/変更

機体情報・使用者情報の確認/変更

登録されている機体の所有者権限を確認、変更することができます。

有効期限の更新

登録機体の削除

申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払い」ボタンを押すと、手数料の支払いを行なうことができます。
「取り下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

受付番号	申請種別	申請状況	登録記号
00000	選択してください	選択してください	あ20-86

検索

受付番号	申請種別	申請状況	申請日	詳細	取消・取下げ・再申請	支払選択
2020100003	更新	申請済	2020年10月06日	詳細	取消 取下げ 再申請	支払選択

8 申請状況確認および手数料納付

「申請状況確認/取下げ/支払い」ボタンを選択し、申請状況一覧ページを開きます。手数料を納付する申請の「支払い選択」ボタンをクリックします。

- 支払選択：クレジットカード、ATM、インターネットバンキング
- 手数料は本人確認方法によって異なります。

マイナンバーカード：900円 / その他オンライン申請：1,450円 / 書類の郵送：2,400円

※ 機体申請の場合、1回の登録で3年間有効です。

操縦者登録

機体を操縦する操縦者を登録する際の申請手続きについて説明します。



操縦者情報管理／操縦者情報一覧

登録している操縦者の一覧です。
操縦者情報は、申請書を作成する際に必要になります。

操縦者情報一覧

操縦者氏名	技能証明書番号	①	技能認証	②	③	④
[Redacted]	[Redacted]	① 参照	<input type="radio"/>	② 編集	③ 機体選択	④ 削除

⑤ **戻る** ⑥ **他アカウントへの操縦者情報の提供** ⑦ **他アカウントへ情報提供中の操縦者情報の参照・解除** ⑧ **新規作成 (技能証明なし)**

1 操縦者情報の登録・変更

- 登録済の操縦者情報については、以下の操作が可能です。

① 参照 / ②編集 / ③機体選択 / ④削除

- 他アカウントへの操縦者情報の提供を行いたい場合は、⑤をクリックします。

- 他アカウントへ提供中の操縦者情報の参照・解除を行いたい場合は、⑥をクリックします。

- 新規に登録を行いたい場合は、⑦をクリックします。

操縦者登録

機体を操縦する操縦者を登録する際の申請手続きについて説明します。

操縦者情報編集

操縦者に関する情報（氏名、住所、基準への適合性等）を入力して下さい。
なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

I. 操縦者の氏名、住所を入力してください。

1. 氏名

2. フリガナ

3. 電話番号 国/地域 +81

4. メールアドレス

5. 住所 国/地域 都道府県

物件の投下を伴う飛行を行う場合
5回以上の物件投下の実績を有し、物件投下の前後で安定した機体の姿勢制御ができる。
 是 否

[戻る](#) [登録](#)

2 新規作成

「操縦者情報編集」から必要事項を入力し、「登録」のボタンをクリックしてください。入力内容等に不備があった場合は、画面にエラーメッセージが表示されますので、内容を修正し、再度「登録」ボタンをクリックしてください。

※ 機能証明（国土交通省 ドローン国家資格）をお持ちでない場合は、「操縦者の基準の適合性」を入力する必要があります。

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。

飛行許可・承認メインメニュー

飛行許可・承認の申請に必要な情報を準備する

無人航空機情報の登録・変更

申請を行う機体情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

操縦者情報の登録・変更

申請を行う操縦者情報を登録します。
申請書を作成する際には当メニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。

飛行許可・承認の申請書を作成する

新規申請

飛行許可・承認の申請書を新たに作成します。

申請書一覧

既存の申請書または作成途中の飛行許可・承認申請の申請書の情報を確認します。



簡易カテゴリー判定をはじめる

飛行許可・承認申請を始めるに当たって、飛行リスクの判定を行います。
「無人航空機の飛行ルール」ホームページにて、カテゴリー区分の概要を確認のうえ、「次へ進む」ボタンを押してください。

● カテゴリーとは

「カテゴリー」とは航空法で定められている、飛行のリスクの程度に応じて段階別に分けられた区分です。
詳しくは、国土交通省ホームページの「無人航空機の飛行ルール」を確認してください。
[無人航空機の飛行ルール](#)

戻る

次へ

1 新規申請

新規申請を行うには、無人航空機情報及び操縦者情報が登録されている必要があります。

2 簡易カテゴリー判定

飛行の内容（機体・操縦者・飛行方法など）に応じて、リスク区分（カテゴリー）が異なります。それにより、飛行承認の要否や求められる要件も変わります。「次へ」ボタンをクリックし、カテゴリー区分を行ってください。

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。

簡易カテゴリー判定

飛行カテゴリーは「**カテゴリー II A**」です。

このまま、許可・承認申請へ続けるには「飛行許可・承認申請へ」ボタンをクリックしてください。
カテゴリー判定をやり直す場合は「カテゴリー判定へ戻る」ボタンをクリックしてください。

カテゴリー判定へ戻る
飛行許可・承認申請へ

カテゴリー概要

カテゴリーIII	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じないで行う飛行。（＝第三者の上空で特定飛行を行う）
カテゴリーII	特定飛行のうち、無人航空機の飛行経路下において立入管理措置を講じたうえで行う飛行。（＝第三者の上空を飛行しない）
カテゴリーI	特定飛行に該当しない飛行。 航空法上の飛行許可・承認手続きは不要。

・ カテゴリーI 飛行

特定飛行に該当しないため、飛行許可・承認申請は不要です。

・ カテゴリーII 飛行

特定飛行のうち空港等周辺、150m以上の上空、催し場所上空、危険物輸送及び物件投下に係る飛行並びに総重量25kg以上の無人航空機の飛行（カテゴリーII [飛行許可・承認申請が必要な飛行]）については、立入管理措置を講じた上で、無人航空機操縦士の技能証明や機体認証の有無を問わず、個別に許可・承認を受ける必要があります。

また、特定飛行のうち上記の場合以外（DID上空、夜間、目視外、人又は物件から30mの距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の総重量が25kg未満の場合）については、立入管理措置を講じた上で、無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合、飛行マニュアルの作成等無人航空機の飛行の安全を確保するために必要な措置を講じることにより、許可・承認を不要とすることができます（カテゴリーII [飛行許可・承認申請が不要な飛行]）。

※夜間での飛行及び目視外での飛行をカテゴリーII（飛行許可・承認申請が不要な飛行）として実施する場合は、技能証明の限定変更が必要となります。

詳細は「無人航空機操縦者技能証明制度等」、「無人航空機レベル4飛行ポータルサイト」をご確認ください。

この飛行マニュアルは、無人航空機を飛行させる者が安全の確保に必要な事項を盛り込み、その内容や形式は、飛行の実態に即して作成し、これを遵守する必要があります。

これら以外の場合の飛行は、個別に許可・承認を受ける必要があります（カテゴリーII [飛行許可・承認申請が必要な飛行]）。

・ カテゴリーIII 飛行

レベル4飛行（有人地帯における補助者なし目視外飛行）を含むカテゴリーIII飛行は、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合であって、飛行の形態に応じたリスク評価結果に基づく飛行マニュアルの作成を含め、運航の管理が適切に行われていることを確認して許可・承認を受けた場合に限ります。

3 判定結果の確認

判定結果を確認し、「飛行許可・承認申請へ」ボタンをクリックしてください。

4 参考ページ

カテゴリーI～IIIの飛行に関する詳細は、上記の内容をご参照ください。以下の地理院地図ページから、人口集中地区や周辺空域の確認が可能です。

[地理院地図 URL](#)

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。



飛行概要

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行詳細入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリー II A**」です。

飛行の概要（飛行の目的、経由、期間等）を正しく入力して下さい。

I. 飛行の目的はなんですか？

1.業務

会場 航道取材 警備 製林水害対策 調査 環境調査 設備メンテナンス
 インフラ点検・保守 資材搬送 荷送・荷記 自然観察 事故・災害対応
 その他（選択した場合は、下記に飛行の目的を入力して下さい。）

V. 飛行する場所はどこですか？

1. 特定の場所・経路で飛行するかどうかについて入力してください。 ①

特定の条件を除き、日本全国・都道府県名による広範囲での飛行申請が可能です。

特定の場所・経路で飛行しない 特定の場所・経路で飛行する

キャンセル 次へ

5 飛行概要入力

飛行概要のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンをクリックします。

次のいずれかの飛行を行う場合、「特定の場所・経路で飛行する」を選択してください。

- 空港等周辺の空域における飛行
- 地表又は水面から150m以上の高さの空域における飛行
- 人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- 夜間における目視外飛行
- 補助者を配置しない目視外飛行
- 催し場所の上空の飛行
- 趣味目的での飛行
- 研究開発目的での飛行

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。

飛行詳細

STEP 01 飛行概要入力 STEP 02 飛行許認入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書確認 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリー II A**」です。

飛行の詳細（飛行の範囲、場所等）を正しく入力して下さい。
飛行を予定している経路に応じてその飛行範囲を地図上に記載して下さい。
詳しい操作方法は[こちら](#)

1.飛行を予定している場所はどこですか？

1.飛行場所

新潟府県市町村名等を記載してください。
なお、日本全国や新潟府県全般（「〇〇島」、「〇〇島及び〇〇島」等）で申請を行う場合は、特定の場所・経路で飛行しない申請となりますので、前面欄に複数「4. 飛行する場所はどこですか？」の選択を変更してください。

2.飛行経路の地図を作成してください。 

選択 ※選択されていません **削除**

22

キャンセル **次へ** 中断



6 飛行詳細入力

飛行詳細のページで必要事項を入力し、「次へ」のボタンをクリックします。

※飛行させる空域や地域によって申請先が異なります。申請先をよくご確認のうえ、お手続きをお願いいたします。

飛行経路の地図を作成する場合は、「選択」ボタンをクリックし、「飛行許可承認申請」又は「飛行計画通報」の地図データを作成します。

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。

飛行許可承認申請の場合



飛行計画通報の場合



7 飛行経路作成

航空法上、原則として禁止されている飛行を行う場合は、「飛行許可・承認申請」が必要です。

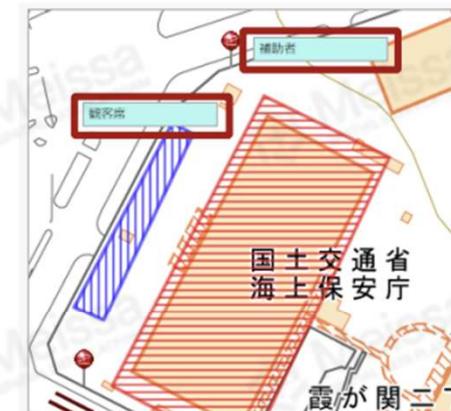
- 人又は物件から安全な距離を確保していない飛行
- 夜間の飛行
- 目視外の飛行 など

上記以外の飛行を行う場合は、「飛行計画通報」のみで申請が可能です。

飛行経路、飛行範囲、補助者等配置などの項目をクリックし、該当する位置や状況に応じて地図を作成してください。



例：飛行経路・範囲の作成



例：補助者等の配置

飛行許可・承認の申請

機体の飛行に必要な飛行許可・承認の申請手続きについて説明します。



機体・操縦者概要

STEP 01 飛行要件入力 STEP 02 飛行計画入力 STEP 03 機体・操縦者選択 STEP 04 その他詳細等入力 STEP 05 申請書提出 STEP 06 申請完了

申請中のカテゴリーは「**カテゴリーII A**」です。

飛行させる機体、操縦者およびマニュアルに関する情報を正しく入力して下さい。

I. 機体情報一覧・選択

機体選択

II. 操縦者情報一覧・選択

操縦者選択

III. 使用する飛行マニュアルを選択してください

1. 使用する飛行マニュアルを選択してください。
「航空局標準マニュアル」を使用する場合、記載内容を十分理解のうえご使用ください。
最終の航空局標準マニュアルは、航空局ホームページにて確認が可れます。
最終の航空局標準マニュアルは、こちらを参照

標準飛行マニュアルを使用する。

航空局標準マニュアル01 (飛路を検定する飛行)

航空局標準マニュアル02 (飛路を検定しない飛行)

標準飛行マニュアル (空中航行)

標準飛行マニュアル (空気開発)

標準飛行マニュアル01 (インフラ点検 / 飛路を検定する飛行)

標準飛行マニュアル02 (インフラ点検 / 飛路を検定しない飛行)

リスク評価ガイドラインに沿った飛行マニュアル (RM6) を使用する。

上記以外の飛行マニュアル (RM6) を使用する。

※別途に作成した飛行マニュアルを使用する場合は、内容の審査に時間がかかるためご了承ください。

次へ

8 機体・操縦者選択

機体情報一覧および操縦者情報一覧から該当項目を選択し、使用する飛行マニュアルを選んでください。

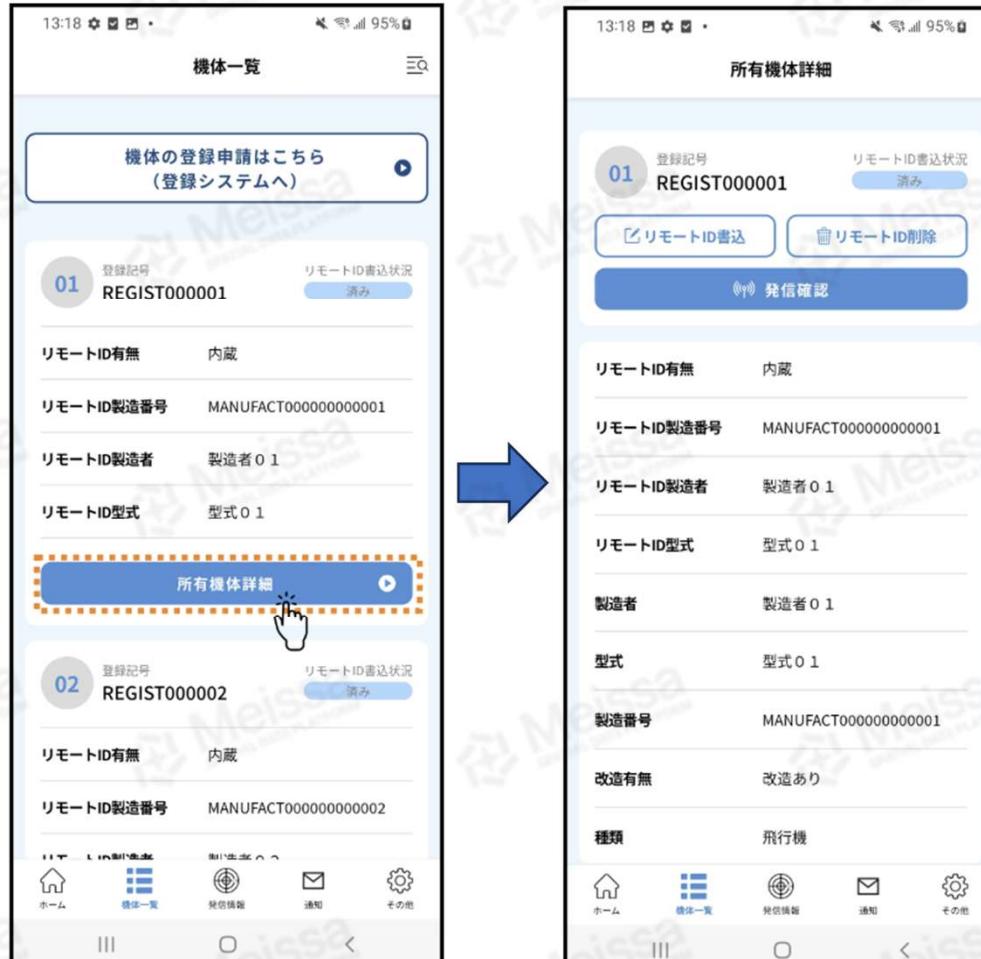
※ 飛行経路の特定有無によって選択できるマニュアルが異なります。

航空局標準マニュアルを使用して申請する場合は、飛行時に使用するマニュアルを選択してください。（複数選択可）

必要事項を入力し、「次へ」ボタンをクリックすると、「その他詳細等入力」および「申請書情報管理/申請書内容確認」のページに移動します。必要に応じて、申請書を保存したり印刷したりすることも可能です。

リモートID情報の書き込み

リモートID情報の書き込みを行うには、事前にDIPS2.0([URL](#))にて機体を登録し、登録記号をご取得いただく必要があります。



1 DIPS APP ダウンロード



DIPS APPをダウンロードし、ログインを行ってください。ログインIDとパスワードは、DIPS2.0と同じものをご利用いただけます。

2 機体選択および機体表示

リモートID情報を書込む機体を「機体一覧」から選択し、「所有機体詳細」ボタンをクリックしてください。リモートID情報の書き込みは、機体所有者や飛行情報をリアルタイムで管理するために、航空法により義務付けられています。

※ DJI社製ドローンのうち、以下の機種にはリモートIDが内蔵されています。

- Mini 4 Pro, Mini 3 Pro, Mini 2
- Mavic 3 Series, Mavic Air 2
- Air 2S, Matrice 300 RTK, Matrice 30T など

リモートID情報の書き込み

リモートID情報の書き込みを行うには、事前にDIPS2.0([URL](#))にて機体を登録し、登録記号をご取得いただく必要があります。



3 機体接続

「接続可能機体一覧」に表示されるためには、書きみたい機体を接続可能な状態にする必要があります。

4 リモートIDの書き込み

「リモートID書込」をクリックし、接続可能機体一覧でリモートID情報を書きみたい機体を選択します。書き込みが完了すると、「機体一覧」画面で書込状況が「済み」と表示されます。

リモートID情報の書き込み

リモートID情報の書き込みを行うには、事前にDIPS2.0([URL](#))にて機体を登録し、登録記号をご取得いただく必要があります。

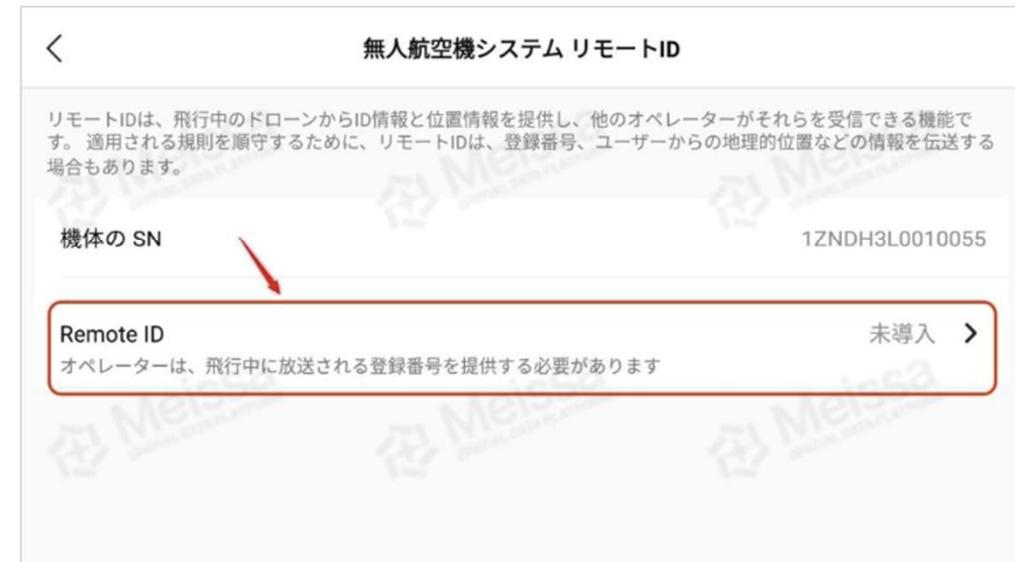


1 DJI Pilot2を起動

画面左上の「RID」をタップします。

2 RIDを起動

GEO区域マップで「RID」をタップします。



3 無人航空機システム リモートID

リモートIDをクリックし、「国土交通省航空局にログイン」からログインしてください。

(DIPS APPでリモートID情報の書き込みが完了している場合、DJI APPに「書き込み完了」と表示され、この操作は省略可能です。)

リモートID情報の書き込み

リモートID情報の書き込みを行うには、事前にDIPS2.0([URL](#))にて機体を登録し、登録記号をご取得いただく必要があります。



ドローン登録システムのログインID、パスワードを入力してください。

ドローン登録システムに登録された無人航空機の機体情報をご利用のサービスが参照し・リモートIDの書き込み・更新・削除ができるようになります。

ログインID

パスワード

プライバシーポリシーをご確認いただき、「同意して連携」ボタンを押してください。

4 無人航空機システム ログイン

ドローン登録システムで登録したIDとパスワードを入力します。



5 書込み完了

完了画面が表示されれば、リモートID情報が正常に登録されたことを意味します。DJI FlyやDJI RCなど、他のアプリでも同様の手順で登録可能です。

登録記号の表示

航空法により、機体には必ず登録記号を表示する必要があります。

メインメニュー

所有者本人が手続きする場合はこちら

- 新規登録
- 申請状況確認/取下げ/支払い**
- 所有者情報の確認/変更
- 機体情報・使用者情報の確認/変更
- 有効期限の更新
- 登録機体の削除

申請状況詳細

申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

申請受付番号	DR2100031943
申請種別	新規登録

機体情報

登録記号	JU321CEE4524
製造区分	メーカーの機体・改造した機体
製造者名	DRS

1 登録記号の確認

「所有者本人が手続きする場合はこちら」から、「申請状況詳細」ページで登録済みの機体の登録記号を確認できます。

2 登録記号の表示

登録記号は、外部から識別しやすく、かつ容易に取り外せない箇所に表示してください。消えない方法で、耐久性のある形で貼付または表示する必要があります。文字の高さは3mm以上、黒文字で記載してください。



例：登録記号の表示

飛行日誌の作成

特定飛行を行う場合は、飛行・整備・改造などの情報をまとめた飛行日誌の作成が義務付けられています。

飛行記録の書式

日常点検記録の書式

点検整備記録の書式

1 飛行日誌とは

飛行日誌は飛行記録、日常点検記録、点検整備記録の3点をまとめた資料になります。

2 作成・携行義務

航空法上では、特定飛行を行う場合、飛行日誌の作成および携行が必要とされています。ただし、特定飛行に該当しない場合でも、万が一のトラブル発生時の対応に役立つため、すべての飛行で飛行日誌を作成することを推奨いたします。

※12ページに記載の飛行内容が特定飛行に該当します。

3 飛行日誌の書き方

- 飛行記録：飛行後に作成
 - 日常点検記録：飛行の前の後に作成
 - 点検整備記録：定期的な点検、修理、改造を行ったときに作成（メーカーの定める点検推奨時間が定められていない場合は飛行マニュアルに従い20時間毎に作成）

※ 飛行日誌様式は国土交通省「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」からダウンロードできます。[\(URL\)](#)

スマート建設の未来へ メイサと共に

End of documents

会社名	株式会社メイサ
代表取締役社長	チェ・ソクウォン、キム・ドンヨン
電子メール	info@meissa.ai
電話番号	+ 82-2-883-2140
主なサービス	ドローンデータプラットフォーム
ウェブサイト	jp.meissa.ai
事業者番号	276-87-00796
本社・研究所	ソウル特別市江南区奉恩寺路18ギル70

アクセス

